

入 札 心 得

● 執行について

- (1) 入札人は、仕様書、設計書、図面、公告及び関係書類並びに現場等熟覧のうえ所定の入札書により入札してください。
- (2) 入札人は、福山市契約規則、その他関係法令を承諾のうえ入札してください。
- (3) 入札人は、公告により指定した場所に入札書を送付してください。
- (4) 再度入札において、前回の最低価格以上の入札は無効とし、再度2回目入札には、参加できません。
- (5) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (6) 立会いには、入札参加者1人でもって立会いしてください。
- (7) 執行中は、私語をつつし、又喫煙は御遠慮ください。
- (8) 入札人は、入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。この場合においては、その旨を必要な事項を記入した辞退届を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）することにより申し出てください。
なお、正当な理由により入札を辞退した者については、辞退したことを理由として不利益な取扱いを受けることはありません。

● 入札書について

- (1) 所定の入札書を使用し、入札書への記入事項（名称、場所等）は、所定の欄に明確に記入し、押印は朱肉でしてください。なお、入札書の日付は、入札書を記載した日付を記入してください。
- (2) 入札人は、提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (3) 入札人は、入札書の記載事項について、訂正し、挿入し、又は削除したときは、その箇所に押印してください。ただし、金額の訂正は認めません。
- (4) 入札書に記入する数字は、アラビア数字を用いてください。
（例 ¥ 1 2 3 , 0 0 0）
- (5) 入札書は、郵便等入札試行要領に基づき、内封筒及び外封筒の二重封筒により指定した方法で送付してください。

● 無効入札について

- 次のような場合に該当する入札は、無効となります。なお、無効の入札をしたときは、再度の入札に参加することができません。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - (2) 記名押印を欠く入札をしたとき。
 - (3) 金額を訂正したとき。
 - (4) 入札が取り消すことのできる無能力者の意思表示であるとき。
 - (5) 契約担当職員において同一の入札に関する条件に違反したとき。
 - (6) 同一の入札について同一の者が2以上の入札書を提出した入札をしたとき。
 - (7) 他人の代理を兼ね、又は2以上を代理して入札をしたとき。
 - (8) 入札者が連合して入札したとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。
 - (9) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
 - (10) 再度の入札をした場合においてその入札が1であるとき。
 - (11) 指定された方法以外により入札書を提出した入札をしたとき。
 - (12) 到着期限を過ぎて到着した入札をしたとき。
 - (13) 郵便等入札において、内封筒記載の業務名と入札書の業務名が相違する入札をしたとき。
 - (14) 郵便等入札において、内封筒に業務名等の必要事項が記載されていない入札をしたとき。
 - (15) 明らかに不正による入札と認められる入札をしたとき。
 - (16) その他特に指定した事項に違反した入札をしたとき。